

JWSF

Japan Wheelchair
Seating Foundation

日本車椅子シーティング財団 財団通信 2019 年秋号

2019 年 9 月 20 日 第 3 号

一般財団法人日本車椅子シーティング財団, 〒133-0061, 東京都江戸川区篠崎町 7-23-5
<http://www.wheelchair-seating.org/> E-mail: info@wheelchair-seating.org

この号の内容

- 1 クーパー教授講演
木之瀬 隆
- 2 リハエシンプ報告
片石 任
- 3 身体拘束予防報告
光野 有次
- 4 財団活動報告
川畑 善智

1. ローリー・クーパー教授講演決定！

日本車椅子シーティング財団 木之瀬隆

日程：2020 年 2 月 18 日（火）

場所：現在会場調整中

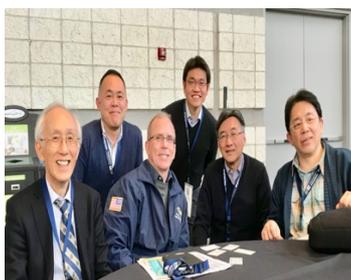
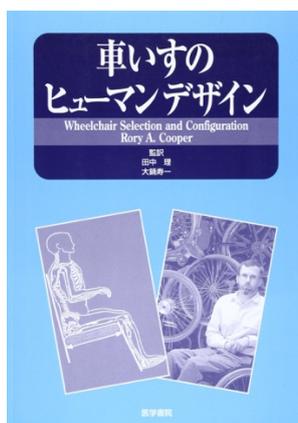
タイトル（案）：ローリー・A・クーパー教授が語る
シーティングと Assistive technology（支援技術）

財団ニュース夏号で仮案内しましたが、財団顧問大鍋寿一先生の調整で、クーパー教授（ピッツバーグ大学人間工学研究所 (HERL) 所長）の来日、講演が決まりました。詳細については再度、ご案内いたします。

ローリー・A・クーパー、Rory A. Cooper, Ph. D. 教授の著書は多数あり、日本でも：“*Rehabilitation Engineering Applied to Mobility and Manipulation*” と “*Wheelchair Selection and Configuration*”（訳本：車いすのヒューマンデザイン）、として知られています（写真）。（本人写真）

日本では、2017 年には、厚生労働省保険局医療課から公表された診療報酬の疑義解釈資料より、疾患別リハビリテーション料に「シーティング」が入り算定が可能になりました。また、シーティング技術については、「発達障害児・者や障害者、高齢者が椅子・車椅子、又は座位保持装置を適切に活用し活動と参加への支援、発達の促進と二次障害の予防、介護者の負担を軽減することである。」とされています。欧米では、第 1 回国際シーティング・シンポジウム (ISS) が 1985 年に米国ピッツバーグ大学で開催され、約 35 年の歴史があります。その時から、クーパー教授が関わられておられます。シーティングは Assistive technology（支援技術）の一領域であり、重度障害のある人の自立支援と就労支援などが基本となります。コンピューター技術と電動車椅子などを駆使した支援がされています。北米の福祉用具ライセンスである Assistive Technology Practitioner (ATP)、Seating Mobility Specialist (SMS) のレベルは高く支援技術のチームがリハビリテーションセンターなどでは編成され、重度障害のある人が ICF（生活機能分類）のプログラムで自立、就労している状況です。上記にあることを含み、クーパー教授に講演をして頂く予定ですので、ご期待頂きたいと思っております。

また、2020 年 3 月 3-6 日、第 36 回 ISS 開催地はカナダのバンクーバーになります。皆様もご一緒に参加しましょう。



シンポジウム「電動車椅子による自立支援の促進に向けて」参加報告

一般財団法人啓成会 啓成会高等職業技術専門校 片石 任

日本リハビリテーション工学協会が主催する第34回リハ工学カンファレンス in さっぽろが8月21日～23日に開催された。桂律也大会長企画「リハ工学と看護・介護」のひとつであるシンポジウムにシンポジストとして参加してきたので報告する。司会を木之瀬隆氏（日本車椅子シーティング財団）、桂律也大会長（クラーク病院）、シンポジストは川畑善智氏（シーティング財団理事）、鈴木太氏（リハ工協会理事、電動車椅子ユーザー）、村松哲史氏（電動車椅子ユーザー）、片石の4名である。始めに木之瀬氏がテーマ導入を行った。今回は、制度については深く踏み込まず、電動車椅子の普及促進が遅れている理由、電動車椅子ユーザーのメリット、エンド・ユーザーの適応範囲、電動車椅子の事業者・スタッフの課題、電動車椅子事業者の経営・修理体制の課題、これらを踏まえて、電動車椅子のユーザー視点で具体的な課題解決の糸口を探り、今回で結論を出すのではなく、次回以降につなげることも目的である。

シンポジスト1番手は片石である。北欧の電動車椅子会社勤務時に感じた人材育成に関すること、現在は日本で唯一の車いす・シーティングの学校で講師として人事育成を行っていることなどを話した。木之瀬氏にはこの学校で福祉用具概論の講義をしていただいている。次に川畑氏が登壇し、電動車椅子プロバイダーの立場から簡易電動車椅子が世に出たものの、医療関係者から見向きもされなかった当時の苦労話や、普及活動を通し自立への支援を行い、販売台数を増やしてきた話はとても興味深いものであった。鈴木氏、村松氏のお二人は電動車椅子ユーザーとしてのご苦労をお話いただいた。鈴木氏は前日愛媛県より北海道に空路移動してきたが、ご自分の電動車椅子が飛行機に搭載できず札幌への直行便に乗れず羽田トランジットを経て到着した話から始まり、電車移動時の駅員とのやり取り、新型車両になったことによるスロープ幅の変更で乗れなくなりそうになったことや、現在の生活の中で今乗っている電動車椅子がなくてはならない存在であることをお話いただいた。村松氏は札幌在住の方で、冬場の電動車椅子

使用に関するお話をいただいた。東京では3cmの積雪で大騒ぎするが札幌では日常茶飯事であり、それ以上の雪国ならではの苦労があった。道路の雪を溶かすロードヒートが効いていない部分では高さ10cm程の轍になり走行が難しくなること、玄関から道路に出るまでが除雪の関係でまた一苦労し、家に戻れば家の中が電動車椅子についての雪で大変なことになり、と冬場のご苦労は想像以上であった。冬場は外に出られないのと同じで引きこもりに近いという言葉は重かった。

今回のシンポジウムを通して電動車椅子への固定概念が未だ生きていることが確認できた。来年のリハ工学カンファレンスの会場においても引き続き議論をしていただき電動車椅子ユーザーにとってより良い環境が得られることを望んでやまない。



委員会報告「身体拘束予防ワーキンググループ報告」

一般財団法人日本車椅子シーティング財団 監事 光野有次

介護保険が始まる前の年になるが、夜間徘徊する高齢者をベッド上に拘束することが社会問題になっていた。厚生労働省は2000年6月に「身体拘束ゼロ作戦推進会議」を発足したが、その後、筆者は車椅子における身体拘束問題を提起し、廣瀬（前・代表理事）や木之瀬（現・代表理事）らによる作業チームによって、「身体拘束ゼロへの手引き（2001年3月）」に車椅子における身体拘束問題とその対応策を提言した。その中に「うまく座れないのは本人の能力というよりは車いすに原因があることが多い。うまく座れないからといって、車いすに拘束すべきではない。ある一定以上座るのであれば、『座位保持機能』の高い車いすやいすを用いるべきである。」と明記させてもらった。（余談だが、2011年に「椅」が常用漢字表に入るまでは、仮名表示であった。）

そのなかで、「徘徊・転落・立ち上がり」の防止としてベルトやカットアウトテーブルを使用することが禁じられた。このことが拡大解釈され、介護現場ではベルトやカットアウトテーブルのみならず、ティルト型車椅子の使用も禁止されるということも起こっている。さらに「ベルトも自分で外せるなら身体拘束にならない」という迷解釈も横行している。

「姿勢保持」と「身体拘束」はコインの表裏のような関係にある。「利用する本人の立場」か「施設運営者の立場」か、どちらから見るかで様相は異なる。手段はほぼ同じだが目的が全く異なる。食事がスムーズに行われるための「姿勢保持」と人手不足による安全確保のための「身体拘束」は明らかに異なるが、実際はその見極めが困難な場合もある。例えば車椅子で外出する場合、シートベルトがないと本人も介助者も不安なケースである。シートベルトを身体拘束として利用できず、家族の同意もタイムリーに得ることができなければ、外出禁止となってしまう。

昨年（2018年）6月、厚労省は「障害者福祉施設等における障害者虐待防止と対応の手引き」を発表し、「座位保持装置等に付属

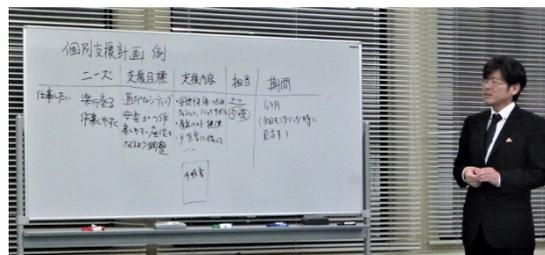
するベルトやテーブルの使用」を明記した。少し長くなるが以下は要約である。

脊椎（脊柱）の側弯や四肢、関節等の変形・拘縮等がある方に対し、医師の意見書でオーダーメイドされる座位保持装置などはベルトやテーブルの使用で体幹が安定し、本人の意思に基づいて四肢が動かしやすくなり、日常生活の向上等の効果が意図されているので身体拘束とは言えない。身体拘束に該当する行為とは、本人の身体の機能や行動を制限する目的で行われる行為である。しかし、座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用であれば一律に身体拘束ではないと判断することも適当でない。

座位保持装置等を漫然と長時間使用することを防ぐためには、「個別支援計画」を作成し座位保持装置等を使用する場面や目的、時間とともに、リクライニングによる体位変換やベッドや他の用具等に移乗して休息する時間についても記載し、長時間の同一姿勢による二次障害や褥瘡を計画的に防止することが必要。

日本車椅子シーティング財団は、前年は「姿勢保持と身体拘束禁止規定について」の解説と問題提起を行った。今年（2019年）も4月に開催されたキッズフェスタに合わせて「座位保持装置に付属するベルトやテーブルの使用における解釈」と前年に引き続き、この問題を議論する場を設けた。

その中で、当財団・高木憲司 評議員長（元・厚労省専門官）が個別支援計画の具体例を示した。その後、当財団では「身体拘束予防WG」を立ち上げ、外部からも識者の援助を得て、今年中に報告書をまとめることにしている。現在は、厚労省の「障害者福祉施設等における障害者虐待防止と対応の手引き」をベースにして解説を加え、介護現場で使いやすいものにする方向であるが、身体障害者のみならず高齢者も含め、座位保持装置等を利用している方や必要としている方に対しても指針となるものをめざしている。



会場全景・講義風景



講師陣によるシンポジウム風景



参議院議員 小川克巳先生の挨拶

2019年6月以降財団活動記録及び年内予定

- | | |
|----------------|---------------------------------------|
| 2019年6月12日 | シーティング議連 高橋ひなこ議員事務所訪問 打合せ 衆議院第2議員会館 |
| 2019年6月17日 | 福祉用具専門相談員研究大会 出席 東京国際フォーラム |
| 2019年7月9日 | 身体拘束予防検討委員会ワーキンググループ 飯田橋ユースホステル会議室 |
| 2019年7月12-14日 | 日本義肢装具学会 木之瀬代表理事参加 仙台 |
| 2019年8月9日 | クーパー教授講演実行委員会 飯田橋 TKP ビジネスセンター |
| 2019年8月21-23日 | 日本リハビリテーション工学会カンファレンス 木之瀬代表・川畑参加 札幌 |
| 2019年8月28日 | 身体拘束予防検討委員会ワーキンググループ 飯田橋 TKP ビジネスセンター |
| 2019年9月12-14日 | 日本生活支援高学会 LIFE 2019 木之瀬代表・川畑参加 |
| 2019年9月18日 | クーパー教授講演実行委員会 飯田橋ユースホステル会議室 |
| 2019年9月18日 | 財団拡大理事会開催 飯田橋 TKP ビジネスセンター |
| 2019年10月5-8日 | ISPO 国際義肢装具協会世界大会 神戸 木之瀬代表・大鍋顧問参加 |
| 2019年11月23-24日 | 日本シーティングシンポジウム 首都大学東京 |
| 2019年11月22-25日 | JAWS 車椅子フィッティング基礎講習会 横浜リハセンター |
| 2019年11月 未定 | 財団賛助会員・シーティング議連 意見交換会 議員会館近隣予定 |
| 2019年12月16日 | 財団理事会予定 |
| 2020年2月18・19日 | ピッツバーグ大学ローリー・クーパー教授来日講演 会場未定 |

編集後記

昨年からの検討を続けてきたクーパー教授の来日講演会が正式に決まりました。2020年2月18・19日来日されます。クーパー教授は現代アメリカを代表する著名なエンジニアであり人間工学に基づく様々な発明もよく知られています。最近ではトヨタとのパーソナルモビリティに関するコラボレーションでも知られており講演会に大いに期待が高まります。多くの方々に講演をお聞きしたいのですが、限られた予算の中皆様の賛助会費によって支えられている財団運営はまさに綱渡り状態。日本での正しいシーティングの普及活動をこれからも全力で頑張りますので、どうか皆様のご支援をよろしくお願いいたします。 全てのユーザーに正しいシーティングの普及を目指すシーティング財団事務局川畑善智